

香川県サンポート高松交流拠点施設規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年3月19日

香川県知事 池田豊人

## 香川県規則第12号

香川県サンポート高松交流拠点施設規則の一部を改正する規則

香川県サンポート高松交流拠点施設規則（平成15年香川県規則第34号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>目次</p> <p>第1章～第4章 略</p> <p><u>第5章 駐車場の利用（第29条—第33条）</u></p> <p><u>第6章・第7章 略</u></p> <p>附則</p> <p>（使用料の納付時期）</p> <p>第28条 略</p> <p> </p> <p><u>第5章 略</u></p>	<p>目次</p> <p>第1章～第4章 略</p> <p><u>第5章 観光情報センターの利用（第29条・第30条）</u></p> <p><u>第6章 駐車場の利用（第31条—第33条の3）</u></p> <p><u>第7章・第8章 略</u></p> <p>附則</p> <p>（使用料の納付時期）</p> <p>第28条 略</p> <p> </p> <p><u>第5章 観光情報センターの利用</u></p> <p><u>（利用時間）</u></p> <p><u>第29条 観光情報センターを利用することができる時間は、午前9時から午後6時までとする。</u></p> <p><u>2 知事は、必要があると認めるときは、前項の規定にかかわらず、臨時に、観光情報センターを利用することができる時間を変更することができる。</u></p> <p><u>（利用することができない日）</u></p> <p><u>第30条 観光情報センターを利用することができない日は、12月29日から翌年の1月3日までの日とする。</u></p> <p><u>2 知事は、必要があると認めるときは、前項の規定にかかわらず、臨時に、観光情報センターを利用することができない日を変更し、又は観光情報センターを利用することができない日を設けることができる。</u></p> <p> </p> <p><u>第6章 駐車場の利用</u></p>

第29条～第33条 略

第6章 略

(指定管理者による管理の基準等)

第34条の2 略

2 略

(1)・(2) 略

(3) 略

3・4 略

5 指定管理者が第2項に定める業務を行う場合における当該施設に係る第32条、第33条及び第36条の規定の適用については、同条中「知事」とあるのは、「指定管理者」とする。

6 略

(1)・(2) 略

(3) 駐車場 第29条、第31条、第38条第2項及び第39条

第7章 略

附 則

この規則は、令和8年7月1日から施行する。

第31条～第33条の3 略

第7章 指定管理者による管理

(指定管理者による管理の基準等)

第34条の2 略

2 条例第4条第6項の規則で定める業務は、次の各号に掲げる施設の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める業務とする。

(1)・(2) 略

(3) 観光情報センター 当該施設の維持管理及び供用に関する業務その他  
の運営に関する業務

(4) 略

3・4 略

5 指定管理者が第2項に定める業務を行う場合における当該施設に係る第33条の2、第33条の3及び第36条の規定の適用については、同条中「知事」とあるのは、「指定管理者」とする。

6 次の各号に掲げる施設の管理を指定管理者に行わせることとした場合における当該施設に係る当該各号に掲げる規定に規定する事項については、当該規定にかかわらず、当該指定管理者があらかじめ知事の承認を受けて定めるところによることとする。

(1)・(2) 略

(3) 観光情報センター 第5章、第38条第2項及び第39条

(4) 駐車場 第31条、第33条、第38条第2項及び第39条

第8章 雑則